徳川齊昭と伊達宗城中

--- 安政三~五年の往復書翰 -

河 内 八 郎

は 前号に続く安政二(一八五五)年の書翰は無いので、安政三(一八五六)年に入る。また、ここで紹介できるもの 徳川斉昭から伊達宗城に送られた書翰がほとんどで、 何れも宇和島伊達家に所蔵される原本 (『御重書 目録

乙一)によっている。

三日宇和島着で帰国した。そして同三年三月十一日に発って出府、四月九日に江戸に着いている。 安政元年、伊達宗城は、三月二十九日に江戸着で参勤し、翌二年二月五日まで在府、その日に江戸を発って、三月

十月二十六日に、 これらを見るに、水戸徳川家と宇和島伊達家との関係は、両人の直接の書翰などは残っていないが、決して途絶えて 評」が述べられている。 はいないことがわかる。 書翰の無い安政二年の宇和島と水戸との関わりを「藍山公記」から拾ってみることにした(「巻六十四~巻七十五」)。 に、江戸で宗城と会見したことについては、前号の「参考史料一一七」に触れたが、ここでは先ず、宗城と斉昭の往復 弘化年間から宇和島に逃れていた水戸藩士菊地為三郎 (重善) が水戸へ帰国し、 阿波德島藩主蜂須賀斉裕 **菊地為三郎の帰水や、両藩士の往来もあるが、宗城が安政二年(この年代については後出)** 宗城自ら、斉昭に「ぞっこん惚れ込んでいる」ことを記しているが、先に弘化三年七月一日 (阿波守) へ宛てた書状には、この時点での斉昭も含めた宗城の「人物 安政二年正月二十日と 二月五日

徳川斉昭と伊達宗城出ー

一河 内

に 斉昭の問いに応じて宗城の答えた 二〇数人 の大名たちの人物評 (本誌第十号、書翰「五」) と対比して興味深

い

航以降、 堀 して 触は、 の史料解説の範囲を越えるが、少なくとも、斉昭の晩年にあたる安政期においては、 の後も、 斉昭は万延元(一八六〇)年八月に世を去るが、若いときから彼に深い影響を受け、彼に傾倒としてきた宗城は、そ 城との結びつきは、複雑に緊迫する政治的事態の中では、そのわずかな一部分を構成するものにすぎないと言える。 ていったとき、 斉昭がかねてから説いていた異国船排斥=攘夷=打払いの主張は、もはや現実的には「実行」不可能な状況に立ち至 っており、斉昭への批判も各方面から強まっているが、伊達宗城とても、 「田老中らを排除しつつ井伊直弼を中心として強行される「幕府独裁的」方向が、幕府内部の亀裂をどんどんと深め 安政三年以降も、「藍山公記」の記事をそれぞれ参考として抜き出してみた。安政元年正月の米国使節ペリーの再来 「開明的」な気色を示していない。むしろ斉昭弁護にまわっている。 松平慶永・山内容堂・島津斉彬らを含めて、 文久・慶応期の激動期の中に自らを置きながら「転換」を遂げていく。その問題については、これまでのこ 内外の国家的事態は急速な転換をみせていく。五十代後半の徳川斉昭と、四十歳近くなった伊達宗城との接 宗城と、その義父宗紀(春山)は、積極的にその中に「割って入って」いる。 そのような政治的な諸局面へのかかわりの中で、 彼自身の考えは、 しかし、 第十三代将軍家定の継嗣問題や、 宗城の思想は、意外に保守的で その意味では、 対外問題については、決 続けられていく。

後の書翰は、安政五年六月十八日のもので、 引続いて、 安政三~五年の書翰と、それに関連する諸史料を紹介していこう。残存して紹介できる最 日米通商条調印の前日で、条約問題や、井伊直弼の大老就任後の、水戸

藩内の情勢の「悪化」を案ずる徳川斉昭の感想である。

排外的であった。

(参考史料)一二〇、安政二年の宇和島藩と水戸藩の関係

「藍山公記」の安政二年五月~十二月の一二冊(「巻六十四~巻七十五)からの抜すいである。菊地為三郎関係(安政二年正月

十八日、正月二十日、三月二十八日の各条)については、前号「一一七」を参照。

(1)

「藍山公記 巻六十四」安政二年正月八日条

水戸侯御家臣荻信三郎、旧臘長崎ヨリ帰タルニ付、小赤間石硯一面ニ、書画三枚献上ス

(2) 水野深右衛門・高間権八、砲術修業ノ為メ水戸表へ趣キ居リシ処、此度御用ノ儀モ有之、召シ返サレ、今日帰着ス像 「同」安政二年五月十八日条

今夕水戸侯御用人藤田誠之進東湖参邸、御目見仰附ラレ、 晩饗ヲ賜フ

(3)

「同」安政二年正月二十七日条

(4)

「藍山公記 巻六十九」安政二年六月四日条

水戸侯ニテ、賢姫殿十七回御忌御法事御執行ニ付、御仕向左之通

浅草清光寺江、公ヨリ御香奠銀二枚、御代香若年寄勤森内蔵之助、 夫人殿ヨリ同銀壱枚、同奥年寄小梁川主膳、世子殿ヨリ同銀壱枚、同御小性頭沢田源三郎 先公ヨリ同壱枚、同御小性頭沢田源三郎、大

(安政二年十月二日江戸大地震、同十七日飛脚宇和島着)

今日、阿州侯へ左之御書ヲ進ゼラル
今日、阿州侯へ左之御書ヲ進ゼラル

短簡密呈、追日寒力相加候候、老大君愈御清勝御研励奉大賀候(中略)――以下二か条一二項目、 及び追而書まで、

徳川斉昭と伊達宗城出――河

Ξ

多項目にわたる長文の書翰。 前年安政元年閏七月の、 英国使節スターリング Stirling の長崎来航以来の外交問

題の切迫についての意見

間純熟無之由、 水老公、 内密御伝承御座候由、 先頃内折々強而御沙汰ニテ出仕御座候、 其気味ハ可有御座候事、元来、立論黒白不同故ニ御座候、乍然、不和 御軍制御改正之事計ニモ有御座間敷、 兎角水ト閣ト之 ハ閣老

中 候由、右ハ如何様ノ節ヨリ被為聞候哉、僕難解評ト存申候、右之評論ハ外面之所ニ而申候事ト被考、老公胸裡 ○同公モ只今ニ而 般とハ難申、 人ニ寄候事 ハ打拂モ不出来ト被申、何カ殊之外御歎息ニ而、 兼而之模様とハ言行一致ト難申御人ト申者御座 ハマサ

候モノ哉、 免置候時、 一日ニハ難被論場モ可有之、打拂之機会ト、去夏横浜前ニ可有之約束御座候、今日打拂ハ是非如何イタシ 一躰ヲ見通シ候而モ、上下必戦ニ決心無御座候故、実信之武備、義心暢発憤興不仕様存候、丁度十年前

依旧確乎被期必戦候御卓論ニ御座候半、乍去時勢ニヨリテハ、十年前ト今日、墨奴始江云々被差

病外部ニ而已御座候所、今日ハ肺肝ニス、頗ル疲労、

内損之躰ニ候得ハ、治療之法モ又相違可仕候半、乍然

カ左様ニハ無御坐、

魂ハ不振事、 取立候対症剤施候時モ可有御座哉ト奉存候、 始終補剤ヲ用候ハゝ、 痛嘆々々泣血仕候、 弥増疾悩探入、終ニハ不可治ニ至可申、攻撃剤ト申所ハ、標的医案不動候得共、シバラク元機 於水老公、 着眼変易ハ無御座候共、無御采用候故、 何分日夜朝暮御咎責厳論御座候而モ、必戦之標的難相立候而者、 如何ニモ難被成訳ニハ無御座 大和

熟之御卓教希度、 之 水老公ニ御不行届 神謀奇略不用時ハ、歎息之呻吟モ可相発筋ニ而、 伏而奉待候、 ハ無御座候様相心得候得トモ、 井蛙之愚昧、 御憐察無御腹蔵伺度候、 餘リホレスギ候ニテ、 兎角僕ハ、 幕府之御委任薄ク、 心得違居可申、 御信任モ軽候処ハ萬々可有 何分此義尚亦公正御老

(中略) 〇唐太島之儀ハ・・・・・

○阿•牧両閣始、銘々之世上之評……

○内裡炎上、又大地震、トヤカク凶事ヲ示シ候ニハ無之ヤ……

故、 溜詰抔者、時々密儀モ可有御座、乍然、此義ハ御熱知之通、和漢旧史之所載ニテモ、甚人主ヨリ難申模様モ御座候 月之儀、 得居候儀ニ付、 内密議ハ可有御座ハ勿論ニテ、只以御互ニ外藩之身分、不致承知事トハ存候得共、過憂無止存詰候故、既ニ当夏阿閣 尾ニ相成者有之故、 候旨ニテ、丁度御同情之痛憂之密話仕候処、存入之所、感服之忠言、此儀ハ御大事之儀ニ付、同列共ニテモ篤相心 候旨、拙方論判申上候様、扨々前条御同意御懇忠之御心痛、当今最第一、此儀御同情、竊に苦心申上居候、尤 ○誠ニ当時者御手薄、 参覲後初而逢対ニ参候而、此儀外藩之僕輩申上候ハ素ヨリ踰分之罪言ニ侯得共、心中不申上モ不忠ニ付、 実ニ社稜へ至忠至誠之大臣ニ無御座候而ハ、顧望忌諱仕訳ニ候得共、 既ニ五ケ月相立候所、為何儀モ無御座、 御三家・溜詰抔モ黙シ居候場ニモ有之間敷、 降心可致暮候、 実ニ身命ヲ的ニシテ言上仕不申而ハ、自然ト感納モ薄キ訳ニテ、 一向ニ西城御備リ之沙汰モ無之、此事イラザル事ナガラ、実ニ心配、如何ニ僕存候ヤ、 御大事ヲ存候而之心付、感心之旨被申聞、僕丈ハ聊安心申上居候得共、右之話ハ五 如何上、近日又々憂痛相発居申候、 何分天下之富ヲ以、只御壱人ト被為在候事、 兎角 陛下春秋富之論申出候而者、 僕サヘ右様存候故、 御大事之至ト愚考仕候 乍憚御歎息被成 親藩始 陳述仕 閣中 廟堂

御胸量甚弘沈ニ有之申候、尤近来ハ賢進奸退之御時合ニ相至候故、 ○当水府公ハ勿論御若年之事ナガラ、人望有之御方ニ哉、申上候様、至極之御方ニテ、御至忠英偉之御質ト奉存候、 尚更御進徳、 追々無量ト存上居候

御忠切之御議論御尤千萬之筋ノ様伝聞仕、 ○尾州家如何之御人物ニ候ヤ、 御実父トハ宵壌ト奉存候、 御実父ニ被似居候ヤ、 且何カ閣老へ御存意被述候由、併被述方卒爾抔ト御伝承之由、委敷ハ不存候得共、 只少々客気ニ一時被過候故、耳立候ト歟承候得共、 至極御忠切、 且御国政モ御骨折ニ而、 近来增御有志之様存上 其後閣老モ与篤御主

徳川斉昭と伊達宗城⊕

| 河

内

意相分リ候而者、 感服之由ニ御座候

賢明卜申上、別段之御儀二付、御教示伏而奉希上候 御仁意之実政被 候心得ニテモ、 抔モ相謀候儀、 トモ、 者、追々之人気、来舶ニモ可勝御心痛モノニ御座候ガ、閣老始メ此筋心ヲ寄ラレ候ヤ、此筋ハ御賢慮モ被為在候得 先キ々々如何成行可申哉、 ○誠ニ如当時、 為何事モ不被 御退隠之御義ニモ候得バ、御黙然被成候旨、実ニ緊要之一大切務ト奉存候、折角此儀ハ有志之侯伯、 士民之向背ニモ関係仕候儀、往昔ハ大名ヲ富強ニセヌガ御権策ニモ候半、今ハ御親敷、且不貧窮様 諸大名、身上次第々々ニ六ケ敷、国内衰弊ニ成行候而ハ、如何ニ大家之細川、 今之内何等 仰出候方至当ニテ、萬々御同悶渇望仕居申候、 仰出、 参府抔モ御容捨第一ニ御座候、 諸献上始メ、何角格別 官ヨリ厚御扱不被 仰出候而ハ、窮鼠之患モ難量、 公儀ヨリモ厚御改正不被 明公御宿意、 松越前、 何卒極密相伺度、 僕ヨリモ愚意御尋之節云々、 仰出候而ハ、 主人ニテハ二百有餘年之報恩破 実ニ当時御老練ト申上、 萩、 弥増衰弊ト相成候而 佐賀、 密奏仕候得 黒田等、 且家来

斬可致処、 候トテ、守衛之人数、何之為メ屯守致候ヤ、 様モ同様之人物ニ御座候、乍然、墨奴上陸、軽蔑ト申モ不一通、傍若無人之挙動致候而モ、見遁シ候様御沙汰有之 ○当熊本、長州防禦之将師ニ当リ兼候人ト、竊ニ御見抜被成候得共、愚考可申上旨、乍失敬御同案に御座候、松内蔵®●の 御堪忍候、仮主将之御人撰当り候事ト浩歎仕候 張目握腕ドコニテ無之、 公命ナレバトテコラヘラレヌ訳、 目前ニオ

明ニ可有御座候、 ○薩州抔ハ、前之両君様トハ懸隔之仁ト被思召候旨、尤左様ニ可有御座、中々以一日之論ニハ無御座、当時屈指之英 大器之訳ニモ候哉、 ハ不被致、謹慎深キ人物故、外面ヨリ論説ニ可有御座、中々以左様ニハ無之、 又去ル方ヨリ密書ニ、薩中山事抔格別心ニ不被懸、其外萬外萬事余リ其辺之儀抔噺等モ無之、是 愚意可申上旨、 意外之御書通、 大相違ニ御座候、乍然、 人物見定不被申内ハ、 決而右等之密

天朝公辺之御為ハ勿論、

萬端

殊之外杞憂痛悶ニ御座候、右去ル方ヨリト御座候ハ、モシヤ藤堂ニハ無御座ヤ、当時格別之御近親ニ御座候得共、晩 一⑩

此兄ハ容易ニ密話ハ不出来、 僕 御目見以来毎々預教示、 格別懇意ニハ仕候得共、 心胆ハ未ダ吐露モ不仕候、 何

分軽薄ニハ困リ候

(中略) ○薩州軍艦之儀……

弊邑近隣江、 貴国ヨリ店ヲ出シ居候モノヨリ……

小春念六

先ハ乍延引、

右等之貴答乱略申上度、

従是不当至極之儀申上、

恐惶之至、

御海恕被成下候、

頓首百拝

藍 Ш 拝

宇内御頼景風賢老公閣下

事 御端書忝拝閱仕候、 可賀儀二奉存候、 追日寒力増倍之候、 且御本文之儀者、 阿州君、 御老体御保練專一奉祈候、 野父江モ不致吐露様奉畏候、 如貴渝、 決而漏泄不仕候間、 当年ハ諸国トモ可也之秋収ト申 御安心可被

下候、 御互ニ極秘ニ可仕ト存候

州訓辱、 以来ハ、 ○御聟藤堂大学、人物無遠慮処可申上、至而温順、且萬事行届キ候方ニテ、文武勉励、随分有志ニ御座候、尤当夏の 不快後イマダ本服ニ無御座、 此上無事抜候得ハ、 弥進徳可有之、何カ近来泉州閨門モ十分ニ参リ兼ネ候ト申事、 何卒此際ョリ付込ミ、文武久廃不相成様仕度、 人物ハ至極宜敷様奉存候、泉 大学ニモ色々心痛共

ラ英偉之質ト被考申候、 ○同席中、当時萬事格別ト存候衆モ出来不申候ヤ申上候様、依然タル光景、乍然、当川越 諸席ヲ見渡候而者、同席之方屈指人物御座候方ト存申候、他席 ト御座候 水戸老公八男® ハー向拂地候 年若ナガ

無之哉ト存申候

○薩州不快、御尋被下、 旦ハ殊之外案思心痛仕候所、最早追々快服、安心之様子ニ付、 御放念被為在度奉存候、

徳川斉昭と伊達宗城出――

河 内

七

何モ無腹蔵処、貴酬申上候条、御密聴可被下候、恐々頓首

- 記」安政二年五月二十日条に見え、さらに今後、盛んに登場する。(「公記」がここで荻信三郎とするのは誤り) 水戸藩士荻信之介(清衛門、君寛)‖第十七号「一○七(2)」註①に見え、第十八号(参考史料)「一一七」の「藍山公
- 略歴は以下の通りである。(「水府系纂」巻第十四による)
- •天保十二・八・十五より同十三年十一月まで弘道館舎長 ・安政元年正月――アメリカ船武州横浜ニ渡来ノ時、命アリテ彼ノ艦ニ乗入レ、艦中ヲ熟視ス、――『水戸藩史料 五』(「上巻乾」二一六頁)に、正月十六日、斉昭が密かに、近臣三浦贇男を派遣し、小姓頭取や小納戸次番等数人を随

行させて、浦賀の形勢を調査させたこと、さらに翌十七日、第八子昭融(八郎麿、のち川越松平家養子となる)に、執政

戸田忠敝、軍師山国共昌らを附けて、同地に送ったことが見える。

|安政元年八月より十二月まで――長崎へ出張(この「公記」の記事に照応する)

- 安政二•十一•晦——馬廻組
- •安政三•十•五——小納戸組、斉昭ニ奉仕
- •安政六•五•十六——江戸詰小姓頭取
- 同年八・二十八――書院番組、水戸へ移ル
- 同年十一• 二──幕命ニ依リ、小普諸組トナリ、慎ミ(十月~十一月の水戸藩中級家臣への処分の一、安政大獄)

•万延元•二•十二——慎※解除

- その後、矢倉奉行、小姓頭取再勤、北郡奉行などをつとめる。
- 2 とある。住谷寅之介の「回国記行」には、水野は小姓、高間は小姓兼使番とある。 水野深右衛門=万延年間の宇和島藩「分限帳」(伊達家文書)で「高百八十四石二斗」、高間権八=同帳で「高三百七石.
- 3 賢(さか)姫Ⅱ徳川斉昭女、文政五年生。天保十(一八三九)年五月、宗城との縁組が決定したが、結納の前日六月四日に 発病、七日に急死した。安政二(一八五五)年は第十七回忌にあたる。(第十号「四」註②他参照)
- 4 年十月五日家督を継ぎ、阿波守に叙仕。ペリー来航時、嘉永六年六月には江戸佃島、安政元年正月には羽田・大森の警衛を 阿州侯=阿波德島藩主蜂須賀斉裕、阿波守。十一代将軍徳川家斉子、文政四年生、同十年閏六月蜂須賀斉昌養子。天保十四

担当。領国淡路・阿波鳴門の砲台建設や、安政三年江戸邸に設けた長久館の武備訓練など、軍事改革に積極的であった。文

- **(5**) 尾州家=|尾張藩徳川慶恕(よしくみ)、のち慶勝。尾張家支流美濃高須松平家より養子。嘉永二年六月四日襲封。実父=高 久元年、幕府の陸海軍総裁になる。
- 6 以来天草辺の警衛、嘉永六年には江戸湾警備を命ぜられたが、藩内の対立を抱えていた。 熊本=肥後熊本藩主細川斉護。宇土藩主細川立之子から養子に入る。文政九年襲封するが、 藩財政の窮迫が重なる中、 弘化

須藩松平義建。 (第十五号「六三四註「参考系図」(3参照)

- 7 長州=萩藩主毛利敬親、大膳大夫。天保期の村田青風らの登用による藩政改革、財政緊縮、文武強化等をすすめ、嘉永六年 には江戸湾大森の警備にあたる。
- 8 リー来航時以来、強硬な攘夷派の一人 松内藏 = 備前岡山藩主池田 (松平) 慶政、 内蔵頭。 豊前中津藩主奥平昌高子、天保十三年養子となり、襲封。嘉永六年ペ
- 9 薩州=鹿児島藩主島津斉彬、嘉永四年二月襲封、薩摩守
- (I) 10 藤堂大学=藤堂高潔、高猷子、大学頭。その夫人は、蜂須賀斉裕養父斉昌弟昭順の女、従って斉裕の義従妹にあたる。 藤堂=津藩主藤堂高猷(たかゆき)、文政八年襲封。安政和親条約以後、通商条約にも強硬に反対し続ける攘夷派の一人
- (12) 備後福山藩阿部氏 泉州=三河西尾藩主松平乗全、和泉守。嘉永元・十・十八~安政二・八・四、老中在職。のち安政五年六月再任。その母は (老中正弘)の出、その弟乗方は、越後長岡藩主で、改名して老中牧野忠恭 (天保十四・十一・三)安政
- 川越=川越藩主松平直侯(なおよし)、大和守、徳川斉昭八男昭融(八郎麿)、安政二年八月十三日襲討。
- ⑹蜂須賀斉裕宛宗城書翰の内容──この書翰は、「公記」では「安政二年」とするも、内容から「安政元年」とも考えられる。 水老公(斉昭)と閣老たちとの不一致も、閣老の人物による
- 斉昭の「打払い」論は、既に困難なりとの批判あり
- 自分(宗城)の斉昭観は「余リホレスギ」ならんか
- (将軍継嗣)問題で、老中のみならず、三家・溜間詰大名が黙し居るは心痛すべき事態
- 既に当夏、宗城は阿閣(阿部老中)に、外様の身分を踰えて建言せり。それは五月のことで、既に五か月を経たり しかし安政二年五月は、宗城は帰国して宇和島にある。安政元年には、三月二十九日江戸着で参勤、翌二年二月

徳川斉昭と伊達宗城出― |河

内

斉昭八男昭融の川越松平家養子入り襲封も、安政二年八月十三日で合う。なお後考にまつ。 地方大地震で、この書翰の日付けである「十月二十六日」には、安政二年十月二日の江戸大地震が照合する。また、 炎上」は安政元年四月六日の京都大火である。但し、「大地震」というのは、安政元年ならば十一月四日よりの東海 るのも、安政元年閏七月十五日の英使節スターリングの来航と、続いての日英和親条約の締結のことであり、 五日の出立まで江戸にある。ここでは省略した部分に「閏七月嘆奴舶四艘、於長崎何敷六ケ數願意可申立」……とあ

内容 一、水戸藩主徳川慶篤は、若年ながら(天保三年生、安政二年には二十四歳)人望あり。

- 、尾州公(徳川慶恕)は有志の人物。実父松平義建(高須松平家)とは宵譲(天地の差)なり、閣老へも意見を申述べ
- 、諸大名の身上難儀、国内衰弊して、細川・萩・佐賀・黒田等も案ぜらる。国家大事の折から、諸大名の安定が必要な
- 、熊本細川、長州毛利、岡山池田、何れも「防禦の将師」たり得ず。
- 島津斉彬は、それらとは隔絶の、当代屈指の英明人なり。中山(琉球)王国問題でも、独自の対応を行うとの批判あ るも、その出所は、藤堂(高猷)ならん。藤堂は警戒すべし。
- 本書の内容は、野父(養父伊達宗紀)へも秘せられたし。
- 藤堂の聟高潔は、文武に秀れる有志の人物。今後に期待すべし。
- 同席(伊達家も川越松平家も大広間詰)大名たちの中には、格別なる人物少なきも、川越松平直侯は、若年ながら英 偉の人物なり。
- 薩摩島津斉彬の病も回復せり。

(参考資料)一二一、安政三年の宇和島藩と水戸藩の関係 「藍山公記」の安政三年正月~十二月の一○冊(「巻七十六~巻八十五)からの抜すい

(1) 「藍山公記 巻七十九」安政三年四月九日条

水戸藩ヨリ左之御書面来ル=本号「一二二」

(2)

「藍山公記

巻八十」安政三年五月十三日条

水戸ヨリ高間権八帰ル、(同十四日) 四時御出座、高間権八ヲ召サレ、水戸ノ話ヲ御聞キ遊バサル

(3) 水戸侯御家来福地政二郎来邸、御逢ヒノ上種々御歓談遊ハサレ、冷シ索麵ヲ賜ハリ、八半時退出ス 「同」安政三年六月二十四日条

越前侯、水戸侯ヨリ御自書到来ス(書翰文の引用なし)

(4)

「同」安政三年六月二十五日条

(5) 「藍山公記 巻八十一」安政三年七月二日条

水戸侯ヨリ御自書到来ス(書翰文の引用なし)

(6)

「同」安政三年七月二十七日条

於テ 昨日、水戸侯御家来菊地為三郎罷出デタルニ付、伺公ノ間ニ於テ御座敷番応対、御繕ヒ下サレ、其後、 御目見仰付ケラレ、蕨餅御相伴 仰付ケラレ、御手自ラ菱木綿弐反下シ置カレタル段、御小性頭ヨリ相達ス 御居間書院ニ

水戸侯、越前侯ヨリ御書来ル、本号「一二四」と考えられる(但し、書翰文の引用なし)

(7)

「同」安政三年八月十七日条

(8) 「藍山公記 巻八十二」 安政三年九月十一日条

(9) 午後、水戸侯御家臣安辺弥太郎出テ、御用談申上ケ、畢リテ蕨餅ヲ給ス(3) 「藍山公記 巻八十三」安政三年十月八日条

徳川斉昭と伊達宗城出

| 河 内

午後、水戸御側御用人安島弥次郎参邸、水戸家ノ事ニ付、御人拂ヒニテ種々御用談アリ、夕六時過相退ク・3

(1) 「藍山公記 巻八十四」安政三年十一月七日条

八時過、御奥へ御入リ之処、水戸侯御家来御用ニテ参邸ニ付、御逢ヒノ為メ御出座、七半時御用談終リ、 再ヒ御奥

ニ入ラセラル

(1) 「同」安政三年十一月二十三日条

(12)

「藍山公記

巻八十五」安政三年十二月二十五日条

――水戸侯ヨリ一昨日ノ御返書アリ、黒田侯ヨリモ御書来ル

同月二十七日条

――水戸侯ヨリ御書来ル

ハサル 朝寅刻、 御供揃、又タ々々御機嫌伺ニ御登 城、 御帰途水戸殿へ御忌中御見舞ニ御出テ遊ハサレ、七時過御帰館遊

同月二十九日条-――越前侯、水戸侯へ御呈書(何れも書翰文の引用なし)

(1) 福地政二郎=政次郎広延。佐藤権内重遠次男、福地家養子。略歴左の通り(「水府系纂」巻四十六下)

•嘉永六•十一•九——小姓頭取、その年末幕府への大砲献上の介添役

安政元•十二•九——神発流指南

•安政五•三•十七——銃砲頭

元治元年八月——元治甲子の乱、 那珂湊戦争に、 神勢館にあって、水戸藩主目代松平頼徳 (宍戸藩主、大炊頭) を迎え

名、幕府軍に降伏 る。同勢は、水戸城の市川勢に敗れ、さらに幕府軍田沼勢にも敗れて、十月二十三日、守将榊原新左衛門とともに一千

• 慶応元年四月——幕命により切腹

3 2 安島弥次郎=帯刀、信立。戸田三右衛門忠之子。戸田銀次郎忠敝(蓬軒)弟、安島信順養子となる。斉昭派の中心人物の一 安辺弥太郎=未詳、次の安島弥次郎帯刀のことではないか。

役を果す。安政五年八月の「勅諚」問題後、鵜飼吉左衛門らとともに、「安政大獄」に連坐。同六年四月捕えられ、同年八 人で、弘化元年の斉昭致仕謹慎後、その雪寃に活躍、処分される。安政三年側用人に復活。その後水戸藩安政改革に重要な

二二、安政三年四月九日 月二十七日切腹を命ぜられる。 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

※宇和島伊達文化保存会蔵、伊達家文書、『御重書目録「乙」の「御書翰類」』、番号六―二、状(斉昭自筆原本)

「藍山公記」巻七十九」安政三年四月九日条所引

「書 付 (斜包紙、ウァ書) 「対対、カワ書) (中包、斜包紙、ウワ書)

水戸

遠 州 殿 参

より御配慮ニも相成候拙邦奸人共之内、谷田部藤七郎・大嶺庄蔵と申者、悪事致重積、当正月中両人一同出奔いたしの 冷暖未定、不順之気候ニ候所、弥以御清栄、愛度存候、拙無異消光、御放念有之度存候、扨無拠御願申入たく、先年 徳川斉昭と伊達宗城田 | 河 内

哉、此段も御相談旁申遣候、不遠御参府ニも可有之と存候間、 高松領分ニひそミ居り候歟ニ密々相聞候ニ付、右探索之義御願申度候、若其御領分へ立入候義も有之候ハゝ、 御引渡ニ致度候、 猶又土州領之義も立入候節者、 召捕方致手配置度存候所、 委細者面晤之節と、右御頼申度、急き大乱筆、何も此 其御許にて可然手段も有之間敷

四月九日

段申進候也

ニても不苦候間、不取逃方専要ニ御頼ミ申度候、別紙人相書相附候事 二白、時気折角御厭専一存候、本文谷田部之義、両人共武術等可也心得居、奸方不容易ものニ候間、 如何様之取扱

1 谷田部藤七郎=谷田部通義、雲八。大嶺広孝二男、養父谷田部通堅も大嶺家の出。実兄大嶺荘左衛門広益、実弟大嶺荘蔵ら て、大略次のように記されている。 とともに、反斉昭=結城寅寿派の中心人物の一人。「水府系纂」巻四十四には、「甲辰国難」(弘化元年五月の斉昭致仕、 謹慎) 後、「流言・飛説ヲ以テ人心ヲ疑惑セシメ、 虚妄ノ浮説ヲ構ィ、 表裏不忠ノ振舞4一端ナラズ」という評価をもっ

仁恵ヲ以テ、牢屋敷ニ於テ斬罪セラル」 ナラサル謀計、積年相企テ、悖逆無道大胆ノ至リニ依テ、後来ノ誠トナシテ、上下町引渡ノ上重科ニ処スベキノ処、寛大ノ 居、……同年十二月、東海道大井川河原ニ於テ召捕リ、其節捕方ノ者エ手向ヒ、且度々穿鑿ヲ欺キ、栲問ノ上及白状、容易 セ、弟広忠一同、外寇防禦ノタメ諸州海岸ノ地形等巡覧イタスヘキノヨシ偽文相認メ、上ヲ偽リ、江府ヲ立去、讃州ニ潜ミ 通路ノ上、再ヒ結城ニ密行シ、 朝道敷取幷時世ノ模様等偽リ認メ …… 同辰年正月ニ至リ、 実兄大嶺荘左衛門広業へ示シ合 シタルヲ平蔵ニ取次、同年秋、蟄居セラレタル朝道ノ男種徳ヲ下総結城マテ密行ナサセ、……安政二年乙卯十一月中、 膳、秋山平蔵共ニ讃州家エ面会……安政元甲寅ノ春、朝道、警固ヲ欺キ、罪囚ヲ免レヘキト、不相済サル文言ノ自訴書ヲ遣 「嘉永六年癸丑八月……慎中ノ(結城)朝道(寅寿)ニ申合セ、内訴書ヲ認メ……同年十一月、無願江戸エ密行シ、滝川

戸藩では梅沢孫太郎・住谷寅之介らに追捕を命ずるが、十二月十七日に東海道藤枝宿で発見、捕えた。 すなわち藩主慶篤への斉昭の影響の排除と、結城派(寅寿は、安政三年四月二十五日死罪となる)の復権をはかるために策 かねてからそのために連絡をつけていた高松藩などへ働きかけるため、安政三年正月二十五日に江戸から出奔した。水

一、水戸の「奸人」谷田部・大嶺ら、正月に出奔、讃岐へ潜みいるかの密聞あり、宇和島領へ立入りたれば、召捕え、引

内容

渡されたし。

、土佐領に立入りの場合も、捕え方の手配をいたしたいが、その手段も依頼したし。

、谷田部らは、武術の心得かなりにつき、如何様の取扱いをされても可。人相書を附す。 (この書状の斉昭の筆は、ひどく乱れ、ふるえているようで、往年の勢いが無い)

二三、安政三年六月二十三日 徳川斉昭書翰、 伊達宗城宛

※宇和島伊達文化保存会蔵、伊達家文書、『御重書目録「乙」の「御書翰類」』、番号六―一一、状二通(斉昭自筆原本) (「藍山公記 巻之八十」この日条に所引なし、六月二十五日条に、「越前侯、水戸侯ヨリ御自書到来ス」とあるのみ)

(包紙、折封、ウワ書) 遠 州 殿

水 隠

1

報

(中包、斜包紙、ウワ書)

水隠士

貴邦素麵御投恵、

令多謝候、

領所之松花酒、

報好意候也

如諭大暑、

無御障坏賀々々、為尋問、

隠士

水

伊 遠 殿

六月念三

徳川斉昭と伊達宗城出

河

内

五五

二白 時気御加療、為天下是祈、簾中へ御伝声之趣申聞候処、尚又よろしく申進候様申出候①

懸りの方へ出し、其後北虜志を申付候処、一昨日の便ニ、出来候由ニて、指登セ申候へ共、未拙老も熟覧不致候: 三白、微臣豊田彦次郎著述、靖海策の義、先日御申越承り合せ候処、誰も不存候故、明日便りニ、国へ申遣し、同② 人へ承り候上、 否可申進候、一昨年六七月の頃、北島志認候様、拙老申付候処、九月頃認上り、指出候故、幕海防®

如何ニも著述の早き事ニ御座候、気根ニハ、中々拙老抔及不申候、御答迄、早々不一

- 1 豊田彦次郎=豊田天功、松岡。一八○五─一八六四。 天保十二年弘道館勤務。 さらに史館兼職。 弘化元年甲辰変 廉中=斉昭夫人、登美宮、吉子、有栖川宮織仁親王女。一八○四−一八九三。天保二(一八三一)年江戸に下向
- 註②)「靖海策」は、豊田著作。「海寇始末」、「観世年表」と合わせて、三部をまとめて「靖海全書」という。三百年来 隠)後、斉昭擁護に動いて、 五年間禁錮。 嘉永六年四月から復職し、 北方問題を専門に担当した。 (第十七号「一〇二」
- 3 の西洋諸国の日本との交渉史をまとめ、「靖海策」は特に現今の時務の急なるに意見を述べた部分。 「北島志」=豊田天功著作。千島・蝦夷地の歴史・風俗等の取調べを、斉昭の命によりまとめたもの。安政元年成り、全五
- 4 「北慮志」=これも斉昭の命で、右に続いてロシア事情をまとめたもの、安政二年成る。

、宇和島の素麵の礼

自領産の松花酒を贈る

廉中 (斉昭夫人) からもよろしく

豊田天功「靖海策」につきては知らず。国元へ命じ、又豊田へも問合せん。

右の後「北慮志」を命ず。一昨日の便で、完成の知らせあり、未見なるも、同人の著述の早きに感服 豊田へ、一昨安政元年六月~七月頃に命ぜし「北島志」は、(昨安政二年)九月に成り、幕府へも献ず

(中包、斜包紙、ウワ書) (2) 別

水 隠士

州殿

遠

.

参

「封印(端裏封、ウワ書)

別紙

リ モ …

之義者、 先達而嘆夷長崎へ来り、甚不法之義有之、松肥大ニ立腹之よし承り申候、尤正月以来ハ登の 幕よりハ何等不奉伺、全く世上沙汰にて聞候迄ニ候処、 世上沙汰之趣にてハ、松肥の立腹尤至極ニ御座候、 城も不致候故、

候処、其義御済セ無之候へハ、此方より兵端御開と申者故、直ニ云々とのよし、不法至極ニ被存候、右様ニ仕組来候 定而御近縁之事故、松肥より貴家へハ実事も御咄可有之候半故、 上ハ、兵威を見セ申度が腹と被察候へハ、終ニ御済セ難成事を申かけ、 承り申度候、此度暎数艘を仕組、 御こばミ被遊候ハゝ、 兵端を開き候存念かと 長崎江来り、 願出

候段、 入申候、 畢竟ハ我々不行届故之事と、くれく、恐入候事ニ候、 ケ様可相成ハ、鏡にかけ候如く故、 諸夷申合之上と被存候へハ、東西南北より攻かかり候ハゝ、弘安等ニハ有之間敷、実ニ 廿年前より何十度に建白致候へキか、御用無之、終ニかかる事ニ成行! 年然只今ハ大病人の姿ニて、大冷症と相成候へハ、今劇 日本の御大変と恐

方可然との論も尤ニ候へ共、能御なおし出来候へハよろしく候へ共、於拙老ハ何共安心不致様被存候、墨の政府之筒計

剤御用被成候ハゝ、百日の病二三日ニ命ちヾミ可申哉ニ候ヘハ、御なおしニ相成候て、其中ニ御手厚ニ御備へ被遊候

イツより援兵として魯へ出し候大筒のミ六十万のよし、然るニ ケベル三億、大筒四千万とか承り申候へハ、人々の品迄入候ハ、、何程ニ可有之哉、昨年魯と嘆と戦争の節、ド 日本ハ幕の御筒よりして、 諸藩の大筒迄入候ても

徳川斉昭と伊達宗城出――河 内

万とハ、安心不致候、

以

叡慮被

仰出候、

梵鐘云々さへも、

出家ニて内外へ手を入候哉、

幕ニても諸藩ニても、

今以出来候沙汰も不承候、さ候へ者とて、外ニハ当地銅入候故、出来申間敷、旧冬之大震、此度の大嵐・津波、諸藩・ りも姦人ハ起り可申、くれ〳〵も御家門之我々愚昧故と、無此上恐入候計ニ御座候、何そよき御計策も御座候ハヽ、 様無之候、只今ニー事出来、大坂・奥州を初、所々よりの運米滞候ハゝ、江戸ハ夫計ニて者大騒ニ可相成、又内地よ ハ、事出来不申内ハ、いつ迄も御手当も安心不致候、 尚々出来申間敷、 右於 日本の安危ニ拘り候折からニ候へ共、平ニ無事の世態ニ相見え申候 京地へ被対候てハ勿論、二荒山へ被対候ても、⑥ 何とも可申

天下の御為御内々御教示にいたし度奉希候也

御覧後、直ニ御火中く

くれく〜も長崎之義、松肥の模様御承知ニ候ハゝ、委曲承り申度候、不一

- |嘆夷長崎へ=英国東印度艦隊司令長官スターリング James Stirling の率いる、軍艦ウインチエスター Winchester 以下の どから、安政元年のスターリングによる、ロシアへの対抗(クリミア戦争)を意識した「日英協約」案の提出と、その交渉 内港への繋船、船員上陸、病院設置等々に及ぶが、スターリングは九月十日に一たん長崎を去る。その後安政三年夏にかけ と批准書の交換を了える。その後もスターリングの長崎奉行との交渉は、不開港場での繋船問題、日本産物見本購入、長崎 て、英艦の一部は箱館に入港をくり返す。ここでいう英国の「不法」が、具体的にどれを指すかは未詳なるも、後の文言な 館・長崎にしきりに来航をくり返した上、安政二年八月十六日長崎に入り、八月二十九日、長崎で、長崎奉行荒尾成允以下 イギリス艦隊は、 安政元年閏七月十五日初めて長崎に入港し、 八月二十三日 に日英和親条約が調印されて退去した後、 (八月二十三日調印) の一件であろう。
- 2 松肥=松平肥前守、鍋島斉正、のち閑叟、直正、肥前佐賀藩主。嘉永六年十二月ロシア艦の長崎再来以来、同藩は長崎に警 備の兵を出し、斉正も長崎に赴いている。
- 3 御近縁=伊達宗城夫人猶子は、佐賀鍋島斉直女で、斉正の姉。
- 4 魯と嘆と戦争=一八五四年三月二十八日、英・仏がロシアに宣戦したクリミア戦争、一八五六年三月終結
- (5) 旧冬大地震云々=安政二年十月二日の江戸大地震。大嵐・洪水は具体的には未詳、安政三年八月二十五日の江戸及び近国の

大風雨が知られているが、それでは照応しない。安政二年七月の四国方面の大風雨も考えられる。

6 二荒山=日光山、東照大権現、すなわち徳川家康

内容 一、英艦長崎へ来航しての不法。

鍋島斉正立腹のよし、尤なり。

鍋島と縁家の宗城より情報を得たし。

英艦の威嚇的提案。

、自分が二〇年来建白し続けてきた如き事態の到来なり。

、墨国(アメリカ)政府の武器はゲベール銃三億、大筒四千万という。クリミア戦でドイツ(プロシア)よりロシアへ 送りし大筒で六〇万という。

、大地震、風水害による国内諸藩の打撃。 、日本の砲は、幕府と諸藩合わせても一万なり。梵鐘鋳つぶしの命令も実効なし。

、さらに起る国内の混乱を憂う。

、重ねて長崎の状況、鍋島家の動き等を知りたし。

二四、安政三年八月十六日 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

※宇和島伊達文化保存会蔵、伊達家文書、 『御重書目録「乙」の「御書翰類」』、番号六―七、状(斉昭自筆原本)

(「藍山公記 1 巻八十一」に所引なし)

(斜包紙、ウワ書)

遠 州

殿

水 隠土

徳川斉昭と伊達宗城 ()――河

内

九

不均之候、無御恙、珍重々々、先ニ御咄有之靖海全書、今日弊邑より着ニ付、則入貴覧候、尤初二冊ハ弊邑へ参り居の 候貴臣写候て指上候由故、 御引合相済候ハゝ、直ニ御返ニ仕度、策之方ハ御写ニ相成候上、 御返二致度候、依此段、

八月十六日

草々也

水

隠土

2

1 靖海全書=豊田天功著、三部作。「策」とあるのは第三部の「靖海策」、本号「一二三⑴」註②~④参照

弊邑へ参り居り候貴臣=氏名来詳、本号「一二一」の「藍山公記」にみえる高間権八など、水戸を訪ねていた宇和島藩士か。

一、先日申出の「靖海全書」、本日国元より到着せしため、貴覧に供す。 三部作の初め二冊は、既に水戸を訪ねていた貴藩士が写し済みの由、それと引合せの上で返されたし。

「策」=第三部の「靖海策」は、写しの上で返されたし。

ていた上で、第三部の「靖海策」の入手をはかったものであろうか。 「一二三⑴」からみると、右の第一・二部については、宇和島藩士が水戸で閲読、筆写したことを、宗城は既に知

2 別 紙

別紙、

過日ハ御返翰被下、

御念入候義、

却而赤面いたし候、

且又其節ハ御参府ニ付て、貴邦之名産綾布数反被贈'®

Z, 序御礼申上候、 四の便ニて遣し可申、 每々御懇之義、 土州へも云々との事、 扨又此度ハ貴邦之甘鯛被贈下恭存候、拙老も大好物ニ候へ共、拙国ニハ無之品ニ候へ者、実老母へ念② 難尽筆頭、 是も好物故、さぞく、忝拝味致候半と存候、くれく、も重々の御礼申進候、 厚御礼申候、其砌中納言事登城ニ付、先ツ是より御礼ハ申上候様申付候へ共、 何も承り申候、 何とそ早くとらへ申度候、 過日夫々云々申付候義ハ、 委曲御承知と存候 尚又寒一条ニ付云 尚又今日乍

所

此節ハ何レも黙し居候ても、拙泉客と相成候ハゝ、多か松抔へ如何程の計策持込候も難計、取留候説ニハ無之候()

共、穢多等を頼候て、父子内実ハー和ニ無之候ヘハ、行々ハ云々故、正ニ不改様云々抔申ふらセ候人も有之歟ニ候、

中を周旋致候かのよし、番頭勤候大金抔ハ、於評定申渡済候へハ、門ヲ出候て、今日ハよき晴ニ成程抔申候よし、計策ニ候、 又友五抔ハ一度結と定約致候ヘハ、たとへ結云々相成候とて、 志を改候てハ男が不立云々抔申、 奸あマリセつなき又友五抔ハ一度紀 之通りの奸等にて、少も自分 🔷 仁恵ニて、軽く申付られ候抔とハ不存候へハ、多か松江此後ハ如何様の事持込候も 難計候、 高も連ニハさらニ不似合の事ニ御座候、少しハ正奸も分り可申処、右之年ニて不相分と申すも奇ニ御座候、 右

御覧後、直ニ御火中可給候

封

1

卸封

卦

御参府=安政三年、宗城は、三月十一日に宇和島出帆、四月九日江戸着で参府。四月二十三日に、熊本藩主細川斉護ら十数 名の大名とともに登営した。

実老母=斉昭母。徳川治紀(武公)妻、外山氏、お永の方(璞想院)

3 2

4 多か松=髙松、右の谷田部らがしきりに働きかけている高松松平家 寒=奸、奸人=結城派。この安政三年正月、江戸から行方をくらました谷田部雲八らの追捕のこと。

6 結=結城寅寿(朝道)とその一派⑤ 友五=友部八五郎養正であろう。

⑦ 番頭大金=未詳

容 一、宗城返信(所見なし)への礼

一、参府の際、貴国名産の綾布を贈られ、謝す。

一、又此度、貴国産の甘鯛、自分も大好物。実老母(瑛想院)も好物故、二十四日の便で送る。 、奸派=谷田部雲八らの追捕のこと。土佐藩との連絡の提案を了承。彼等の高松への入説の「父子不和」もあり、早く

捕えたし。

徳川斉昭と伊達宗城:---河一、友部・大金ら各人の態度

内

一、高松も正奸の判断は分り申すべし。

二五、安政三年九月二十三日 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

※宇和島伊達文化保存会蔵、伊達家文書、『御重書目録「乙」の「御書翰類」』番号六―五、状(斉昭自筆原本)

(「藍山公記 巻八十二」に所引なし)

(斜包紙、ウワ書)

...........

伊達遠江守殿

追日寒冷ニ候、無御障、益御勇猛抃躍ニ候、大嵐後者、 世上調練抔の音も不聞候処、① 如何御座候哉、 貴家抔者、 大

水

隠士

嵐・津浪等ニも、 御破損も無之候哉、其後ハ久々御不音申候故、 御尋申度、進寸楮候也

遠州殿

九月念三

水 隠

二白、為天下、折角御厭被成候様存候、薩へも久々不音ニ候故、御逢之義も候ハゝ、よろしく御頼申候、過日、 薩

より日本史遣候挨拶の由ニて、品々到来、却而赤面致候、是等もよろしく御申可給候、不一 大嵐=「一三三②」註⑥と違い、これは八月二十五日の江戸周辺関東の大風水害のことであろう。

一、今回の大嵐・津浪の状況を案じ、被害状況を問う。 薩(島津斉彬)へよろしく、「大日本史」を贈りしところ、礼の品々到着せり。

 $\stackrel{=}{=}$

(参考書翰) 一二六、安政三年 (カ) 年月未詳 伊達宗紀 (カ) 書翰、 徳川斉昭

※『聿修叢書 九下』所収、但し、宇和島伊達文化保存会所蔵写本による。

御密封難有奉存候、弥日増に 両御守殿御親和と、奉恭悦候

西城へ薩妹か娘か云々之儀、 鎧•直垂之儀ニ付、 唐突承兼申候、 聞得候儀も御坐候ハゝ可申上、妹御坐候得共、松周防より離縁もの、娘ハ一人御坐候得共、幼小云々之儀、御内聞被為在候由にて、段々御垂尋被為在候処、一向存知不申、親友にハ御坐候得 段々相伺候処、段々御細密御教戒被成下、 難有仕合奉存候、 誠以心得ニ相成候儀、

年故、如何之都合哉と奉存候也

密話ニも甚御契濶申上、背素意、奉恐入候旨申出候、此間も右之訳ハ近日申上候由申述居候間、 薩摩守儀、御投翰被成下候処、御請不申上、何等不服ニ奉存候儀御座候故候や、口気さくり可申上旨、 同人より可申上、 右者毎度

何か心配仕候故と奉存候、尤右段尊家之御為奉存上候故ニ御座候、此段奉申上度、恐惶頓首

両御守殿=守殿は主殿とも書き、三位以上の大名へ嫁した将軍の女のこと。先代斉脩(斉昭兄、哀公)簾中峯寿院

(徳川家

斉女)、及び子慶篤簾中線姫。線姫は有栖川宮幟仁親王女幟子(たかこ)、一たん徳川家慶養女となつた後、嘉永五年十二

2 薩妹か娘=島津斉彬妹とあるも、誰か未詳。娘一人幼年とあるも未詳。 月十四日成婚。

- 3 松周防=松平(松井)康圭、周防守、奥州棚倉藩主か。

一、二人の御守殿の親和を悦ぶ。

- 鎧・直垂につきての教示を謝す。
- 西城(将軍継嗣)へ薩摩島津家の子女をとの件、よくは存ぜず。

薩摩守(島津斉彬)より返信無き件、事情をさぐるべし。

徳川斉昭と伊達宗城出

河河

内

(参考史料)一二七、安政四年の宇和島藩と水戸藩の関係

「藍山公記」の安政四年正月~(閏五月あり)~十二月の九冊(巻八十六~九十四)からの抜すい

⑴ 「藍山公記 巻八十六」安政四年二月三日条

水戸侯、尾張侯、越前侯、土州侯、阿州侯、等へ御書進セラル(書翰文の引用なし)

② 「藍山公記 巻八十八」安政四年五月七日条

藤田幽谷ノ上書ヲ御覧遊サル

水戸住人ニテ、予テ水戸家ヨリ密々御預リノ藤助ト云者、3)「藍山公記 巻八十九」安政四年六月四日条

地ニ赴ク事トナリシガ、同人ハ既ニ当地ニテ妻帯ナシ居り、其妻モ同行スル筈ナリ――按、右藤助ナル者ハ、往年

此節ニ至リ、漸ク同家京地御屋敷門番ニ為サレ、近日彼

菊地為三郎ト共ニ、関係事件ノ証人トシテ御預ケアリシ者歟

4) 「同」安政四年六月十三日条

御用向書類御覧遊ハサ

(5) 「同」安政四年七月三十日条

ラス、時々「大日本史」御覧、 今朝ハ少々御体温上リタルモ、他ニ御異状無ク、洞庵拝診、少シク御脈進ミタル旨申出ヅ、但シ、 尚兵丁銃素撓メ遊バサル、又御用向書類御覧、 御書見遊バサル 御気分ハ悪シカ

(6) 「同」安政四年七月朔日条

「大日本史」御覧、並ニ兵丁銃素撓メ遊バサレ、引続キ小筒御手入アリ…(中略)…去月十一日江戸御勤方

ョリ、当所同役へ別紙到着ノ処、水府老公より「当公江御自書進セラレ、急御用ノ趣ニ付、別段差越サルト旨申来」

右御書ハ、墨夷出府、浜天両方ノ内ニテ桜閣応接ノ儀ナド、仰セ越サレシナリ⑥

(7)「同」安政四年七月三日条

水戸侯、 薩州侯へ御手書認メラル(書翰文の引用なし)

(8) 「同」安政四年七月二十五日条

「大日本史」、又ハ「回天詩史」御覧

(9)

「藍山公記

巻九十」安政四年八月三日条

昼後「大日本史」二冊御覧遊サル

(10) 「同」安政四年八月九日条

(11) 「藍山公記 巻九十二」安政四年十月十四日条

今便ニテ、島津侯、水戸侯、肥前侯、越前侯其他諸家ノ御状来ル(書翰文の引用なし)

朝五半時過御出座…(中略)…尚「大日本史」御覧遊ハサル

(12)「同」安政四年十月十六日条

予而水戸へ御注文之三連銃、此度御鰯戻リノ船便ニテ到来ス、但シ、予期セラレタル程便利トハ思召サレズ

何れも、 「同」安政四年十月十八日条、十月二十三日条 ――夜「大日本史」御覧遊ハサル

(13)

(14) 「同」安政四年十月二十五日条

八時過御休息ニテ、「大日本史」御閲読遊ハサル、 徳川斉昭と伊達宗城()-| 河 内 夕又御覧、 六時過ヨリ左衛門・図書出デ、 色々御歓談遊ハサ

五五

次テ両人へ御酒ヲ賜フ

(15)「同」安政四年十月二十六日条、十月二十八日条

朝「大日本史」御覧遊ハサル、――「大日本史」二回御読遊サル

(16)「藍山公記 巻九十三」安政四年十一月五日条

御作歌、

「大日本史」御閲覧

1 藤田幽谷上書=藤田幽谷、次郎左衛門、子定、一七七四~一八二六。東湖父、文化四(一八○七)年彰考館総裁。「上書」 著名な「勧農或問」(寛政十一=一七九九年成立)などがある。 は寛政九年、藩主治保(文公)に提出された「丁巳封事」以下、三代の藩主に対し二○余点あるもののうちであろう。他に

- 2 藤助=水戸家より宇和島へ密に預かりし某藤助については、この「按」以上には未詳
- 3 なお、安政元年五月十二日の宗城書翰では、不足の冊について希望を述べている。(第十八号「一一一」②) 斉昭書翰によれば、宇和島伊達家へも呈上された。(第十七号「一〇二」註①) 「大日本史」=水戸家より、嘉永五年二月七日幕府へ、同二月三十日朝廷へ、紀伝一七三冊を献上。さらに五月二十一日付
- 「棠陰秘事」=「棠陰比事」(中国南宋桂万栄編の裁判実話集)か。「裳陰秘鑑」という法制書もあり
- 4 **(5)** 水戸老公ヨリ御自書=斉昭より宗城への書翰、所見なし
- 墨夷出府=米国総領事ハリス Townsend Harris 安政三年七月二十一日下田に来航、安政四年三月九日参府を要求。結局十 主)。阿部老中は安政四年六月十七日死亡、同二十七日発喪。 月二十一日江戸城に登り、 米国大統領の国書を提出。 通商 条約交渉の舞台は江戸へ移る。 桜閣 は老中 堀田 正睦 (佐倉藩

〔参考史料〕一二八、安政五年から万延元年の「藍山公記」

7

「回天詩史」=藤田東湖著

「藍山公記」の安政五年正月から九月までは、三冊を欠いて、全一六冊、すなわち「巻九十五~百十三」で、一か月が何冊にも

伊直弼暗殺に至り、斉昭もその半年後、万延元年八月十五日に死亡する。享年六十一歳である。既に跡を継いでいる慶篤は、そ 城も安政五年十一月二十三日に致仕し、義弟(養父宗紀の実子)宗徳(むねえ)に封を譲る。そして翌々万延元年三月三日の井 の斉昭と宗城の動きや役割については、ここに残るわずか三点の書翰ではとうてい触れきれないことは言うまでもない。伊達宗 派の押え込みなど、政界の激動が続き、さらに水戸家への「勅諚」下附から、翌六年一ぱいに及ぶ「安政大獄」に至る。その間 家定の継嗣に紀伊家の慶福を決定(六月二十五日)、そして斉昭、徳川慶恕、松平慶永らの処分を始めとする直弼らによる反対 十一月・十二月(「巻百十四」)も欠けている。そして安政六年分は全年で一冊(「巻百十五」)、万延元(安政七)年も全年 までの、六月の分までが詳しい。同年七月と八月の二か月分(「巻百十」~「巻百十二」の三冊)は欠けており、さらに安政五年 わたっている。とくに、同年七月五日、前水戸藩主徳川斉昭への「急度慎」など、いわゆる一橋派諸大名への処分の行われる繭 で一冊(「巻百十六」)である。その分安政五年は、「龍山公記」(新藩主伊達宗徳)にひきつがれる。周知の通り、米国領事 ハリスとの通商条約交渉、その勅許問題、井伊直弼の大老就任(四月二十三日)、日米通商条約調印(六月十九日)、十三代将軍

その間の「藍山公記」の関係記事の、主なものは次の通りである。の 年二十九歳、伊達宗城は四十三歳である。

(1) 記事」から所引)(『水戸藩史料 上編巻十六』――上巻乾、八一八頁以下) 安政四年十一月十五日付の、斉昭の老中堀田正睦宛の「献議」 藍山公記 巻九十六」、 「安政五年正月ノニ」の「参考」 記事 ---斉昭自らの渡米交渉などを説いたもの(「昨夢

(2) むを得ざることを説明して、意見を求めたことにつき、「水戸老公ノ激怒」――(「昨夢紀事」から所引) 安政四年十二月二十九日と三十日、将軍の命で諸大名が江戸城に集められ、 藍山公記 巻九十七」、「安政五年正月ノ三」の「参考」記事 堀田老中より、日米通商条約調印の止

(3) 「藍山公記 巻九十八」安政五年二月八日条

江戸へ御書ヲ発スルノ序ニ、越前侯へ二通、水戸老侯、 井伊侯、 土州侯、 山口侯へ各一通ヲ進ゼラル (書翰文の引

用なし)

徳川斉昭と伊達宗城出――河

(4) 「藍山公記 巻九十九」安政五年三月十九日条

二月二十五日出の「郵書」を受け取り、松平越前守(慶永)からの江戸情勢の報知(堀田老中正月二十一日発途、 宗城は三月十二日宇和島を出帆、参勤の途に上る。三月十九日伊予高浜(松山の北方)を出帆したところで、江戸

上京など)書状も届いた。

う。 衛門知信へ宛てた正月六日の書状の写の三点をまとめ、 下)。そして斉昭は、この二通の草稿写と、 水戸藩小石川邸の側用人安島弥次郎帯刀から同藩京都留守居 鵜飼吉左 を発し、堀田上京にあたっての、「公武和緝」の必要を説いた(その二点は『水戸藩史料 伊達宗城に送った。「公記」の記事から判断すると、これも伊予と安芸の間の瀬戸内海上で受取ったものであろ ――何れも「公記」に所引、 斉昭は、前関白鷹司政通宛(正月二十一日付)、及び大坂城代土屋寅直宛(正月二十六日付)の二通の書状 ――宗城は四月十一日江戸に到着した。 「宇内忠款南洲伊達公研北 秘用 上巻十七』—上巻編坤一三頁以 源 永」と うわ書し

(5) 「藍山公記 巻百二」安政五年四月二十二日条

四月十六日付の斉昭から松平慶永宛の書翰と、斉昭の「愚考三策」(堀田の上京に対する「勅答」に関する建議案)、 (『水戸藩史料 上編巻十八」――同前七九頁以下)を、秘かに宗城は借覧した。 「昨夢紀事」 によるとして、 ここに

(6) 「藍山公記 巻百四」安政五年五月五日条

引用されている。

五月三日の斉昭の「建議」を引用。 (『水戸藩史料 上編巻十九』——同前一〇〇頁)

た別通即日底、くず即で記り出るに30円にの 「同」安政五年五月六日条

未刻過御出座、水戸御家臣菊地為三郎御用アリ、出ル

(8) 「同」安政五年五月七日条

朝、老中松平伊賀守殿、松平大和守殿御訪問、未刻御帰邸、水戸侯御家臣安島弥次郎ヲ御呼寄、愈 御密用ヲ申付遊サ

ル四日、越前侯ヨリ伊賀守殿へ御申入アリショリ始リ、 日菊地ノ出ル、今日安島ノ来ル、蓋シ皆是カ為ナラム、 ル――按ニ、大和守殿御訪問ハ何ノ故ヲ知ラザルモ、伊賀守殿ノ御訪問ハ、水戸侯献議御引直ノコトナルベシ、過 (以下「参考」として「昨夢紀事」を引く) 蓋シ五日御登城ノ際、 堀田侯ヨリ御協議アリシナラム、 昨

(9) 「藍山公記 巻百五」安政五年五月十一日条

水戸侯献議御引直テ仰進セラルゝタメ、吉見長左衛門ヲ同侯邸へ遣ハサル(「昨夢紀事」同年五月十二日の記事を

⑩ 「同」安政五年五月十二日条

引く)

申刻、水戸侯御家臣来ル、御逢アリ(氏名は記さず)

(1) 「藍山公記 巻百六」安政五年五月二十三日条

水戸侯ヨリ御書及酒二樽来ル(本号「一三〇」を引用)

水戸侯御家臣荻信之介来邸、御逢アリ

(2) 「同」安政五年五月二十八日条

先公(伊達宗紀)及水戸両侯へ御書ヲ進セラル(書翰文の引用なし)

(3) 「藍山公記 巻百七」安政五年六月五日条

伊・堀田以下閣老六名宛斉昭書翰及び意見書(「御廟算伺書」)、そして六月八日の斉昭宛慶永返書を引用。 「参考」として「昨夢紀事」を引用。六月五日付斉昭宛松平慶永書翰、六月七日付慶永宛斉昭返書、六月九日付井

徳川斉昭と伊達宗城守

河内

二九

(14)

「藍山公記 巻百八」安政五年六月十八日条

水戸老侯ヨリ御書来ル(本号「一三一」を引用)

(15) 「藍山公記 巻百九」安政五年六月二十二日条

六月二十一日付慶永宛斉昭書翰を引用 -安政五年十一月二十三日に致任した宗城は、翌安政六年三月二十三日江戸出立、 帰国の途につき、四月十三日

巻百十五」—安政六年五月~十二月—

「藍山公記 巻百十六」

に宇和島樺崎に着いた。—「藍山公記

(16)

万延元年三月二十三日条——井伊大老ノ凶報ニ接セラル

同年十月九日条——江戸九月十一日発ノ郵書、昨日達ス、八月二十六日水戸老侯薨去ノ報アリ、依テ十一日迄、音

- 曲停止ヲ達セラル
- 松平大和守=川越藩主、松平直侯(斉昭八男、 昭融)

松平伊賀守=老中松平忠優、忠固、上田藩主。老中在職安政四・九・十三----同五・六・二十三

二九、安政五年四月十八日 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

※宇和島伊達文化保存会蔵、伊達家文書、『御重書目録「乙」の「御書翰類」』番号六―一、状(斉昭自筆原本)

......

戸

E

水

水

戸

遠

州

御安否承知致度候、扨昨夜者御家来吉見左膳、家臣武田伊賀・原田今介方へ被遣、縷々御申通之趣、今朝今助より承打続快晴、殊ニ暖気ニ候所、弥以御安寧、欣喜之至ニ候、先以御参府之趣ニ承知致候所、遠路御旅疲レも無之候哉、

等より委細左膳へ申聞候通り、父子之間ニ隔意等者一切無之候間、御安心御坐候様ニと存候、尚此上共家政向不行届 も是ニ被欺、種々流言も有之候間、自然他藩へも相響き、越前幷貴所之御耳ニも入候事と、赤面之至ニ候、乍去武田 リ、御厚志之段々不薄、忝存候、奸臣共近来究鼠之之勢にて、無根之浮説ヲ申触シ、弊国之人民を惑シ候故、庸人ど

四月十八日

州 殿

遠

之品々可有之候間、御心付ニまかせ、無御遠慮御申越御坐候様いたし度候、此段申進度、如此ニ候、不一

水

戸

尚々、 時下折角御厭專一存候、以上

1 宇和島藩士吉見左膳=長左衛門。天保末年以来、先代宗紀、当代宗城二代にわたって重用され、藩政改革にあたり、財政や 政五年十一月二十一日幕府に捕われ、宇和島藩に身柄を預けられ、翌六年十月「重追放」で国元に返された。その後「伊達 家忠能之臣」とて、宗城より「伊能」の姓を与えられ(第十七号「一〇一⑴」註⑧参照)、伊能友鷗と称す。 海防問題に尽力、安政三年には参政にのぼる。安政五年には出府して、宗城の側近として一橋派大名間の連絡にあたる。安

2 嘉永二年十一月謹慎解けてより耕雲齋と称す。安政二年十月より江戸詰の若年寄。斉昭派とは一歩を置いた慎重穏健派の中 水戸藩士武田伊賀守=正生、修理、耕雲斎、もともと跡部氏、武田と改姓。弘化元年斉昭致仕後の雪寃運動の中心の一人。 徳川斉昭と伊達宗城田 河 内

水戸藩士原田今助=原田兵介成祐か 心であったが、のち元治元年甲子の争乱で、最後に天狗党の西上の指揮をとり、越前敦賀で降伏、斬罪。

内容 一、参府(宗城は安政五年三月十一日に宇和島出帆、四月十一日江戸着で出府)の慰労

自藩の奸臣どもの勝手な流言入説は赤面の至りなり。自分と藩主慶篤の間に「父子隔意」は無し。 昨日(四月十七日)吉見左膳、水戸藩の武田・原田を訪ねる。

(これも、「一二二」と同様に、斉昭の筆は、ひどく乱れ、ふるえている)

三〇、安政五年五月二十三日 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

※宇和島伊達文化保存会蔵、伊達家文書、 「藍山公記 巻百六」安政五年五月二十二日条所引 『御重書目録「乙」の「御書翰類」』番号六―三、状(斉昭自筆原本)

(斜包紙、ウワ書)

州

遠

水 Ħ

ニ付、先日者御心付之義被仰越候ニ付、早速十五日ニ者、備中へ逢、委細申聞候所、至極大悦之由ニて、文言等相直<② ②

進申候、御笑納ニも相成候ハゝ、別而大慶之至リ存候、何も御安否承知いたし度、此段早々申進候、不具 リ候様いたし度存候、此先御心付之義有之候節者、無御伏蔵被仰越候様いたし度存候、此品甚麁末之至りニ候へ共、 御咄し申候哉ニ者難計候へ共、此度之一条ニ付て者、以後認メ直し候義、実ニ指支候間、右之義、何分御含ニ相成居 し指出候様相成候へ者、都合も宜敷趣ニ相咄し候間、大々直し指出候へ共、此後老中抔より、又々書直し候様之義、

五月廿三日

州

1

水 戸

判的立場に立っている。 (『水戸藩史料 上編巻十八』—上巻坤、七九頁以下) 川斉昭及び参府した直後の伊達宗城の動きは活発である。しかし、条約に関しては、斉昭の「強硬派」に対して、慶永は批 あえず、条約調印は堀田老中の帰府後にあらためて協議したいと申入れた。堀田は四月二十日に江戸へ戻り、同二十四日に に急拠離京して、四月四日江戸に戻った目付岩瀬忠震によって、幕府に伝えられている。岩瀬は同七日ハリスと会見、とり 上書一条=具体的にどの「上書」を指すかは未詳なれど、上京中の堀田老中に対する最終的な朝廷側の意思表示である三月 二十六日の「三箇条」の趣旨、すなわち「今度之条約、迚も御許容難被遊思召候条」ということが、その前日三月二十五日 ハリスと会見して、調印延期を働きかけ始めた。折から緊迫の度を加えている将軍継嗣決定問題と合わせて、松平慶永・徳

なりになるようなことを避け、京坂等の警衛を厳重にせよ、というものである。(『水戸藩史料』-同前九九頁以下) 大老となった井伊直弼との対立も、とくに将軍継嗣問題で、きびしくなっていく。 堀田の帰府後、五月朔日徳川慶篤が、同三日斉昭が、「建議」を幕府に提出しているが、「勅旨」を帯して、外国の言い

継嗣問題で、いわゆる一橋派からの申入れを行っているが、井伊大老は、松平慶永からの会見申入れを避けている。 ずとしている。このとき松平慶永は、宗城からこの件で相談を受けている。慶永はこれより先、堀田老中に会って、とくに 夢紀事』第十二巻―刊本「四」四五頁以下) 五月十五日=在府の大広間大名、池田慶政、伊達宗城ら一一名は、連署して意見書を提出するが、条約調印は既に止むをえ

2

内容 3 帰府。 備中≡老中堀田備中守正睦。在職安政二・十・九−同五・六・二十三。この年正月、条約勅許のことで上京し、四月二十日 「上書」についての意見(宗城書翰は所見なし)を謝す。

徳川斉昭と伊達宗城守 五月十五日、斉昭、 | 河 堀田老中に会う。文意手直しの協議を行う。——ここで斉昭が問題にしているのは、 内

三四四

りも、将軍継嗣問題であろう。

、今後も意見を聞きたし。

、麁品を贈る。

(この書状も、斉昭の筆は同様に乱れ、ふるえている)

三一、安政五年六月十八日

徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

状(斉昭自筆原本)

※宇和島伊達文化保存会蔵、伊達家文書、 「藍山公記 巻百八」安政五年六月十八日条所引 『御重書目録「乙」の「御書翰類」』番号六―四、

(別紙二点、合せて三点)

1

亜米利加渡来書付之写、左之通

亜米利加国蒸気軍艦 大筒十一挺 三百五十人余乗

ホーハタン コモドール 未官 ノ 承名 船将 ハルソン

大筒右同断

同

同 ミスシスピー コモドール 右官 同 断 船将 子ヘリソン

右ホーハタン船ハ、 去ル十五日、 ミスシスピー船ハ、 (六月也) 十七日朝五ツ時、 同所出帆、同日昼八ツ時、神奈川宿前字十二天ニ碇泊 同十三日、 下田へ入港、 同所滞在之使節兼通弁官乗組、 昨

○魯西亜国蒸気軍艦② 船名 未承 大筒四十挺程 四百人乗 布恬庭

船将 未分

右魯西亜船、去ル十六日下田へ入港、西船同様神奈川辺迄乗込候旨、(m) 居候様説得中ニ御座候得共、其内近海へ乗込来候哉も難計、 且英吉利船も近々渡来いたし候旨申居候よしニ御座候 遮而申張候所、中村出羽守より下田港ニ引留

案ニ、 皆条約の催促ならん、 遅々せハ発砲して威すべし、 威されて為済候様相成候、此後共難題の時ハ、威して

為済候様可相成、際限なき事か、直ニ御火中く

(斜包紙、ウワ書) (1)

別紙

昨十七日、異艦弐艘内海へ本牧沖へ乗入、

跡弐艘ハ下田沖ニ碇泊、尤イキリス・フランス・アメリカ・ヲロシヤ四ケ

封し候後認り候故、追て申候、御火中

国之船と申取沙汰也

(3)別紙(2)

甲辰の難を引出し可申哉と、 又曰、彦根出頭よりハ、弊邑結城等の徒、勢を得、高松等へ云々、計策可有之、父子離間、③ 心配致候、定めて拙抔ハ国へ下し可申と被察候、直ニ御火中く 有志を退け可申、

又去ル

對對

封

別紙

徳川斉昭と伊達宗城田――河

内

王为

三五

1 五日に同じく下田に入港。在下田総領事ハリスに、中国を中心とする英・仏の動静を伝える。ハリスは十七日、ポーハタン 亜米利加渡来=米国軍艦ミシシッピ号 Mississippi 安政五年六月十三日下田に入港、続いて同ポーハタン号 Powhatan 同十

2 露西亜国渡来=露国軍人プチャーチン Poutiatine 軍艦パラルダ号に乗って、安政五年六月十六日下田に来航。二十日、ハ に乗り下田を発し、江戸に至り、条約調印に圧力をかける。二十日江戸湾を去り下田に帰る。

リスと入れ替りに江戸湾に入り、翌二十一日より幕府役人と交渉はじまる。

この「書付」は、米艦と露艦の相次ぐ下田来航のニュースを、六月十八日に、幕府が諸侯へ流したもの。

3

彦根出頭=彦根藩主井伊掃部頭直弼、安政五年四月二十三日大老に就任、万延元年三月三日暗殺まで。 一、安政五年六月十三日、十五日の米艦、十六日の露艦の下田来航の報知 、何れも英・仏艦の大挙来航を予告して、条約を催促せるもの。

(別紙2)) ―彦根(井伊)の登場により、藩内結城派が勢を得、高松藩への働きかけを強めん。斉昭は国元追放かと (別紙⑴)―異国艦二隻江戸湾本牧へ来る。

察せられる。

- 引続いて「昭和五十三~五十四年度文部省科学研究費総合研究の」による研究成果の一部である。予想以上に延びて

大部なものになったが、なお「補遺」として示すべきものを次号に続ける。

(一九八五•十•十一)